

業務指示書

カンボジア国海外投融資案件におけるカンボジア主要銀行情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年8月14日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課

川合 奈美

Kawai.Nami@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年8月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：銀行セクターに係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ程度としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（カンボジア及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.024 円 , US\$1 = 98.100 円 , EUR1 = 130.100 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括
銀行調査

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.34 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年9月4日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
 - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- （ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

カンボジア国海外投融資案件におけるカンボジア主要銀行情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項: 銀行調査	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

JICA 海外投融資業務については、2012年10月に日本政府による本格再開が決定され、これまで数次にわたって公募・採択した協力準備調査（PPP インフラ事業）等から、開発効果や事業収益性等を考慮して、具体的な候補案件の選定が行われている。

海外投融資の融資検討に際しては、事業を実施する現地法人への直接融資や、インフラ事業を実施する特定目的会社（SPC）へのプロジェクトファイナンスの他に、バンクローン方式での間接融資（JICA から事業会社や SPC に直接融資するのではなく、事業所在国の現地金融機関を仲介して資金を供与する方法）についても想定される。バンクローン方式の場合は、①JICA が負う事業リスクの軽減（仲介金融機関は事業リスクを負うが、JICA は仲介金融機関の信用リスクのみを負う）、②事業会社や SPC が負担する為替リスクの軽減（JICA 海外投融資による円建て資金を仲介金融機関が米ドルや現地通貨で転貸することにより、事業会社や SPC は事業収入と融資返済における為替ギャップを解消する）の可能性等について検討を行う必要がある。

カンボジア国は、タイ、ベトナム、ラオスと国境を接するという地理的な特徴及び安価な労働コスト等の利点もあり、JETRO が実施した「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2010年）」では、本邦民間企業向けアンケートの結果、今後短期的（1～2年）の事業展開を拡大する国第1位（91.7%の企業が事業を拡大する旨回答）になる等、本邦民間企業の進出先として注目度が高まっている状況にある。

上述背景もあり、今後のカンボジアにおける案件形成促進および海外投融資の供与に際しての債権保全の観点から、カンボジア国内の金融機関の業務内容や財務状況、信用力や与信スタンス等にかかる詳細な情報収集・分析を通じて、バンクローン方式による海外投融資の制度設計・構築を早急に進める必要がある。

2. 業務の目的

本業務はカンボジアで PPP インフラを中心とした海外投融資案件への融資を実施するにあたり、協力関係を結ぶ現地銀行に関する情報を収集すると共に、条件案の内容を確認・整理すること、また、現地銀行からヒアリングを行い、海外投融資案件形成の方法及びその協力体制に係る提案を行うことを目的とする。

3. 対象地域
カンボジア国
4. 業務の範囲
コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために「5. 調査における留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査業務の内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。
5. 業務実施上の留意事項
 - (1) 本業務の実施にあたっては、カンボジア国及び銀行業界に精通した専門家を配置すると共に、単なる情報及びデータ収集並びに編集に留まらず、課題や解決策の提案に重点を置くこと。
 - (2) カンボジア国内金融機関は、地場に根差したサービス、豊富な顧客基盤を強みに、海外投融資の候補案件になりうる事業にかかる優良な情報を有していると考えられる。従い、本業務実施に際しては、バンクローン方式における融資仲介先および案件発掘・形成にかかる戦略パートナーとして、JICA と何らかの協定を締結することも視野に入れて調査を実施することが望まれる。
6. 業務の内容
 - (1) 調査項目
 - ア カンボジア銀行セクターの概況
 - ① 沿革（カンボジア銀行業界の発展の歴史）
 - ② 現状（業界全体像、主なプレイヤーとそのマッピング、規模、成長率、特色、統合等の動き、外資による資本参加等の状況、グローバル市場における位置づけ）
 - ③ 見通し（政府の金融業界に関する方針、今後の成長）
 - ④ リスク（ソブリン・リスク、為替リスク、政治リスク、インフレ・リスク）
 - ⑤ 監督体制及び金融規制の状況（出融資に関する規制、外貨に関する規制、セーフティネットの状況等）
 - ⑥ カンボジア銀行セクターに対するドナーの評価、及び支援状況
 - イ 個別銀行の概況
 - ① 背景・業界地位等（業界地位、格付機関による評価、他行との連携、関

係会社、政府との関係)

- ② 業務の範囲や特徴等 (経営戦略、事業内容、SWOT、株主構成、預金残高、口座数、決済件数、顧客の法人・個人比率、法人顧客の業界別内訳)
- ③ 運営体制 (組織図、経営陣のプロフィール及び定着率、透明性、ガバナンス)
- ④ リスク管理体制 (流動性、市場、信用リスク)
- ⑤ 財務分析 *下記数値の分析は例であるが、必要であれば下記のみ限定されない。
 - (i) 資本：資本金、自己資本比率、
 - (ii) 資産：総資産、純資産、不良債権比率、カテゴリ毎のリスク資産、
 - (iii) 収益性：収益、各種利益、ROA、BPS、EPS
 - (iv) 流動性：流動比率
 - (v) 株価：時価総額、株価推移等
- ⑥ 国内資本・外国資本それぞれの場合の大企業向け、中小企業向け、プロジェクトファイナンスの融資条件 (貸付先としての適格要件、貸付の通貨、融資期間、金利体系、手数料体系、担保等)
- ⑦ 金利・通貨スワップ (対象通貨別のスワップコスト、最長期間の条件)
- ⑧ 総合評価

ウ 各行との協力体制構築の可能性及び方法

- ① 連携できる銀行の確認
 - (i) 連携候補銀行に係るスクリーニング (規模、経営の透明性、革新性等)
 - (ii) 連携候補銀行の選定 (財務分析、ピアレビュー、その他経営・管理方法のレビュー、プロジェクトファイナンス (海外投融資ツーステップローン事業) に係る関心有無等を踏まえて連携候補銀行の選定を実施。なお、具体的な選定クライテリアについてプロポーザルにて提案を行うこと)(少なくとも、以下の主要銀行7行を含むものとする)
 - Cambodian Public Bank
 - Canadia Bank Plc.
 - Acleda Bank Plc.
 - ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd.
 - Vattanac Bank Ltd.
 - Union Commercial Bank Plc
 - Foreign Trade Bank of Cambodia etc,
- ② 連携候補銀行との連携方法及び意向に係る確認
 - プロジェクトファイナンスに関する協力

- 中小企業に関する協力
 - インフラ案件に関する協力
 - ファンドに対する協力 等
- ③ バンクローンの実施方法について（ストラクチャー・スキーム）
 - ④ バンクローン条件の確立（金利・期間・金額・猶予期間）
 - ⑤ 各行の協力候補案件に係る情報収集
 - (i) 協力候補案件（PPP インフラ事業等）
 - (ii) わが国中小企業等が関連した事業への融資
 - (iii) JICA の出資参画検討を行っているファンドへの出資
 - (iv) その他、各行からの協力要請案件に係る情報収集・整理

エ 各行に対するサポート・プログラムの策定

- ① 各行の課題抽出とサポートが必要な分野の洗い出し
- ② 日本からの専門家派遣の可能性について調査

オ 上記調査を踏まえた JICA 支援スキーム活用による具体的な協力の方向性の提案

(1) 国内・現地作業の取進め方

ア 第1次国内作業（9月下旬～10月初旬）

- ① 本件関連調査資料を解析・検討し、本調査の全体像を把握する。
- ② 調査全体方針、方法及び作業計画を検討する。
- ③ 現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- ④ 上記を踏まえて、インセプションレポートを作成し、JICA へ提出した上で JICA と協議を行う。

イ 第2次国内作業（10月初旬～10月中旬）

- ① 調査計画に基づき、国内にて入手できる情報を基に調査を行う（調査項目は上記6. ア及びイを想定する）。
- ② 上記の結果を JICA に報告した上で、以後の調査方針について JICA と協議を行う。

ウ 第1次現地調査（10月中旬～11月中旬）

調査計画に基づき、現地調査を行い、結果を JICA に報告する（調査項目は上記6. ア、イ及びウを想定する）。また、調査の実施方法として、現地の銀行及び然るべき関係機関等へのインタビュー／サーベイを行うことを想定する。

エ 第3次国内作業（11月中旬～12月下旬）

第1次現地調査の結果の分析・整理、及び調査項目のエ及びオの素案を作成した上で、インテリム・レポートとして取り纏め、JICAへ報告する。また、以後の調査方針・方法についてJICAと協議を行う。

オ 第2次現地調査（12月下旬～2014年1月中旬）

調査計画に基づき、現地調査を行い、結果をJICAへ報告する。また、調査の実施方法として、現地の銀行及び然るべき関係機関等へのインタビュー／サーベイを行うことを想定する。

カ 第4次国内作業（2014年1月中旬～）

- ① 調査結果をドラフト・ファイナル・レポートに反映させる。
- ② ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者のコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成、JICAに提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書等

ア インセプション・レポート（ICR）

記載事項：調査実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制

提出時期：調査開始時（2013年9月下旬）

部数：和文5部

イ インテリム・レポート（ITR）

記載事項：提出時点までの調査結果

提出時期：第一次現地調査終了後（2013年12月下旬）

部数：和文5部

ウ ドラフト・ファイナル・レポート（DFR）

記載事項：調査結果

提出時期：2014年2月上旬

部数：和文5部

エ ファイナル・レポート（FR）

記載事項：調査結果

提出時期：2014年2月下旬

部数：和文10部、英文10部

オ 上記エその他本調査での収集資料を格納したCD-R（3セット）

なお、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

(2) 収集資料

本件調査を通じて得た資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集リストを付した上で調査終了後、JICA 本部に提出する。

(3) その他の提出物

- ア 議事録等：各協議に係る議事録を作成し、発注者に速やかに提出する（都度速やかに、1部）。
- イ コンサルタント業務従事月報：コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。
- ウ その他：上記の提出物のほかに、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成することとする。ファイナル・レポートに添付資料がある場合は電子データのみとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に対するガイドライン」を参照すること。

また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲をうけること。

第3 業務上の条件

1. 調査の工程

2013年9月下旬より国内準備を開始し、2013年10月初旬から2014年1月中旬にかけて現地調査を実施、2014年2月下旬までにファイナル・レポートの作成・提出を行う。

2. 業務の目途

(1) 業務量の目途

総計約：16.7M/M

(2) 団員構成

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。上記（1）業務量の目途を超えない範囲において変更は可能である。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括（1号）

イ 銀行調査（2号）

ウ 銀行との協力体制構築①

エ 銀行との協力体制構築②

(3) 相手国の便宜供与内容

本件調査はJICAの責任において実施するものであることから、カンボジア国政府から特別な便宜供与を得られるものではないが、本件調査実施にあたり、JICAより必要に応じ主な調査対象機関に対し、調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼することにより、円滑な調査実施のための支援を行う予定である。コンサルタントは、関係諸機関とのアポイントメントの取付に際し、適宜JICA民間連携事業部、またはJICAカンボジア事務所と調整の上、行うものとする。

(4) 閲覧資料

- ・ 海外投融資案件におけるインドネシア主要銀行情報収集・確認調査報告書
- ・ 海外投融資案件におけるベトナム主要銀行情報収集・確認調査報告書
- ・ Review Study on the Financial Sector Development in the Kingdom of Cambodia（2012年3月）

(5) 現地再委託

本業務における現地再委託は想定していない。なお、現地金融セクターに係るネットワークや、現地の最新の金融事情等に経験・知見を豊富に有するローカルコンサルタントの活用を想定する場合には、一般業務費の特殊傭人費への計上を認め、その経費は本見積りに含めることとする。

(6) 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

以上